

承認第2号

専決処分したものにつき承認を求めることについて（多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第2号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日専決

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年3月30日

条例第 15 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に改め、同条第7項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「45,000円」を「36,000円」に改め、同条第8項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「52,200円」を「50,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,000円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>45,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>52,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>